（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）

第十七条　法第四十九条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　法第四十九条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を三件以上適切に調整した経験を有すること。

三・四　［略］

（前条の手続実施者が弁護士でない場合に当該手続実施者が助言を受ける弁護士の要件）

第十八条　法第四十九条第一項第一号の認定に係る手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士は、前条各号のいずれか及び次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二　［略］

（認証紛争解決手続の実施方法に係る基準）

第十九条　法第四十九条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次条から第二十九条までに定めるところによる。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会に対する特定認証紛争解決手続の終了の通知）

第三十条　債務者が法第五十一条又は第五十二条に規定する債務の保証を受けた場合であって、当該債務者に係る特定認証紛争解決手続が終了したときは、特定認証紛争解決事業者は書面により、遅滞なく独立行政法人中小企業基盤整備機構又は当該債務の保証を行った信用保証協会に対してその旨を通知しなければならない。

（事業再生円滑化関連保証における経済産業省令で定める費用）

第三十一条　法第五十二条第一項の事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～七　［略］

（事業再生の計画として経済産業省令で定めるもの）

第三十二条　法第五十三条第一項の経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画は、次の各号のいずれかに該当するもの（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）とする。

一　法第五十一条第二号の事業再生の計画のほか、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成された事業再生の計画

二・三　（略）

（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）

第十七条　法第五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　法第五十一条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を三件以上適切に調整した経験を有すること。

三・四　［略］

（前条の手続実施者が弁護士でない場合に当該手続実施者が助言を受ける弁護士の要件）

第十八条　法第五十一条第一項第一号の認定に係る手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士は、前条各号のいずれか及び次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二　［略］

（認証紛争解決手続の実施方法に係る基準）

第十九条　法第五十一条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次条から第二十九条までに定めるところによる。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会に対する特定認証紛争解決手続の終了の通知）

第三十条　債務者が法第五十三条又は第五十四条に規定する債務の保証を受けた場合であって、当該債務者に係る特定認証紛争解決手続が終了したときは、特定認証紛争解決事業者は書面により、遅滞なく独立行政法人中小企業基盤整備機構又は当該債務の保証を行った信用保証協会に対してその旨を通知しなければならない。

（事業再生円滑化関連保証における経済産業省令で定める費用）

第三十一条　法第五十四条第一項の事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～七　［略］

（事業再生の計画として経済産業省令で定めるもの）

第三十二条　法第五十五条第一項の経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画は、次の各号のいずれかに該当するもの（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）とする。

一　法第五十三条第二号の事業再生の計画のほか、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成された事業再生の計画

二・三　［略］